

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟県長岡市

2 構造改革特別区域の名称

「地域社会での暮らしを再構築する長岡市サテライト型居住施設推進特区」

3 構造改革特別区域の範囲

長岡市の全域

4 構造改革特別区域の特性

長岡市は、新潟県のほぼ中央部に位置し、面積は 262.45 平方キロメートル。市域を大きく二分して信濃川が南北に貫流し、その兩岸に肥沃な越後平野が広がり、東西には東山連峰と西山丘陵地が連なるなど、自然環境に恵まれた地域である。

当市の人口は、平成 16 年 4 月 1 日現在で 191,481 人、また 65 歳以上の高齢者人口は 38,524 人であり、高齢化率は 20.1%と、全国平均の 19.5%を上回っている状況である。また特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設への入所希望者が依然多く、長期に渡る待機者も少なくない。

特別養護老人ホームにおける入居者の住環境は、近年小規模生活単位型施設（ユニットケア・個室）の整備により大幅に向上してきたものの、既存の大半の施設では定員を減少させない限り個室化への転換は困難であるため、利用者間には依然としてサービスの格差が生じているのが実態である。また当市の特別養護老人ホームは、その多くが市街地から離れた郊外に建てられているが、利用者の多くの要望は「昔から住み慣れた地域でもう一度暮らす」ことにある。

そこで、このようなサービス格差を是正し、かつ利用者の要望に応えるためには、既存の特別養護老人ホームの機能を地域に分散し、本体施設と密接に連携をとりながら新たな小規模生活単位型特別養護老人ホーム（サテライト型居住施設）を整備する必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

当市の計画では、特別養護老人ホームの機能を地域に分散するため、本体施設との密接な連携を確保しながらサテライト型居住施設を運営するとともに、これと一体的に小規模多機能拠点施設（短期入所生活介護や通所介護、地域の高齢者等への配食サービス等）を街の中に整備することとしている。このことにより、居住施設の利用者にとっては、住みなれた地域で安心して暮らすことができる、家族や地域住民の訪問機会が増える、ユニットケア・個室化により、プライバシーが尊重されたきめの細かい介護サービスを受けることができるなどのメリットが生まれる。また通所系の施設

利用者にとっては、移動距離・時間が短縮されることから身体的負担が軽減されるとともに、緊急時における迅速な対応が図られることにより、安心感をもって日常生活を送ることが可能になる。

また、住宅地の中に一連の福祉空間が生まれることにより、地域住民によるボランティアなどとの交流が活発になり、福祉を生かしたまちづくりにつながるものと期待している。

このように、当計画は利用者の住みなれた地域での生活を支援していくことを通じて「地域介護・地域福祉」を推進していくものであり、この政策は、次期介護保険制度の見直し案の意向にも沿うものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

既存の特別養護老人ホームの機能を住宅地域に分散し、本体施設との密接な連携を確保しつつ運営するサテライト型居住施設を2ユニット（定員15床）の構成とし、きめの細かい各種の介護サービスを提供していくほか、これと一体的な小規模多機能拠点施設（短期入所生活介護、通所介護、地域の高齢者等への配食サービス等）を同地域に整備することとしている。このことにより、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができる総合的な地域ケア体制の確立を目指す。

また、これら複数の施設が相互に連携をとり、かつ住宅地の一角に存在することにより、施設の利用者が緊急時の対応に不安感をもつことなく日常の生活を送れ、かつ移動距離・時間が短縮されることにより身体的、精神的負担が軽減されることを目指す。さらに一連の福祉空間の存在が地域住民にとって身近となり、ボランティア活動の醸成につながっていくことを期待するものである。

このように、複数の福祉施設を居住地域に整備することにより、これまでの郊外型の特別養護老人ホームでは見られなかったような、施設利用者とその家族及び地域住民との交流を生み、ひいては地域の活性につながっていくことを目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当計画の目的が、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができる地域ケアの体制を確立することであり、そのために住宅地域にサテライト型住居施設を建設し、これと一体的に運営することを前提に小規模多機能拠点施設を整備することとしている。

サテライト型居住施設は定員15床程度のユニット・個室に既存施設の利用者が転居して生活し、既存の施設をすでに運営している社会福祉法人が介護保険等により一括して運営を行うこととする。また既存施設からサテライト型居住施設への転居によって生ずる空き室を活用することにより、既存施設においてもユニットケア・個室化への改築を比較的軽費で行うことが可能となる。このことにより、これまで高額な投資が必要とされていた新たな特別養護老人ホームの施設整備費用を抑制できること、さらに利用者自身が望んでいる「子どものころから住みなれた地域社会での生活」を再構築することが可能になる。

また、サテライト型居住施設の建設予定地は、当用地の地権者が建設する建物を事業主体である社会福祉法人が賃借すること、さらに事業の運営期間においては建物の維持管理や修繕、介護保険の利用などさまざまな経済活動が行われることとなる。

さらに、小規模多機能拠点施設では、短期入所生活介護（ショートステイ）や通所介護（デイサービスセンター）、施設周辺の高齢者等に対する配食サービスの実施を予定していることから、これまでの郊外型の単独施設ではみられなかったような、施設利用者とその家族、福祉ボランティア及び地域住民をも含めたさまざまな形の交流が生まれることが期待される。また施設利用者の住みなれた地域での生活を支援していくことは、「地域での介護・地域での福祉」の推進につながっていくものであり、このことが少なからず地域の活性に寄与することになる。

8 特定事業の名称

928 サテライト型居住施設設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 事業名 : 地域介護・福祉空間整備事業（仮称）
- ・ 事業内容 : 厚生労働省が平成 17 年度に創設する予定の「地域介護・福祉空間整備等交付金」を活用し、地域の高齢者が住みなれた地域で暮らし続け、身近な生活圏域において介護・福祉サービスを受けられるようにするため、特区計画と並行して、小規模多機能サービス拠点、認知症高齢者グループホーム、介護予防拠点等を一括整備し、本市の高齢者福祉施策の一層の推進を図る。

別紙

1 特定事業の名称

番 号 9 2 8

名 称 サテライト型居住施設設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

名 称 社会福祉法人 長岡福祉協会

所在地 新潟県長岡市深沢町 2 2 7 8 番地 8

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

社会福祉法人長岡福祉協会が長岡市学校町地内の土地及び新たに建築するサテライト型居住施設として使用する建物を個人より貸与を受け、同法人が長岡市深沢町で運営する定員 1 0 0 人の特別養護老人ホームこぶし園(本体施設)から定員の一部(1 5 人)を移し小規模生活単位型指定介護老人福祉施設として運営し、あわせて短期入所生活介護事業 5 人、通所介護事業 1 5 人、配食サービス等の事業を運営する。

また本体施設においては、定員の減少により生じた空間を利用して個室化を図るなど、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設への改修を促進する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)立地等について

本体施設は、長岡市深沢町に所在する「特別養護老人ホームこぶし園」であり、本事業ではサテライト型居住施設を長岡市学校町に開設する計画である。本体施設とサテライト型居住施設とは、自動車で約 2 0 分の距離であるが、本体施設以外に、サテライト型居住施設から自動車で約 5 分の距離に同一法人の運営するグループホーム（認知症対応型共同生活介護）、サポートセンター（通所介護、認知症対応型共同生活介護、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援、バリアフリーアパート）、自動車で 1 0 分の距離にサポートセンター 2 カ所、関連医療機関も存在することから、福祉及び医療に関し、本体施設及び関連施設と十分な連携が確保されている。

またサテライト型居住施設を設置する地域は、既存の住宅地内であり、本体施設の入居者の約 3 割は近隣町内の出身者であるため、サテライト型居住施設に移ることで、徒歩圏内での家族や旧知の地域住民などとの日常的な交流が可能である。

(2)規模等について

木造平屋建て（準耐火建築物）により新築した建物を賃借する予定であり、施設

の定員は2ユニット20人であり、うち介護老人福祉施設15人、短期入所生活介護5人である。あわせて通所介護15人の運営を行う予定であり、居宅サービス事業の利用定員は20人である。

サテライト型居住施設の設置後、本体施設では、居室の個室化を図るなどの改修を行い、その一部を小規模生活単位型指定介護老人福祉施設とすることを予定している。

(3)人員基準等について

(イ)施設長・管理者について

施設長及び管理者は、本体施設の施設長及び管理者がそれぞれ兼務する。

(ロ)介護職員・看護職員について

夜間の勤務体制にも配慮し、常勤の介護職員を4名以上配置する。

(ハ)事務員その他の職員について

事務員その他の職員については、本体施設及び関連在宅サービス各事業所の経理事務等を一括して実施してきた実績があり、利用者の処遇の低下を招くことはないと判断されるため、本計画においては配置しないこととする。

(ニ)生活相談員について

併設して実施する通所介護事業所において生活相談員を配置する予定であり、本計画においては、この通所介護事業所と一体的な運営を図ることとして生活相談員については兼務とする。必要な場合は、本体施設の生活相談員との連携も可能であり、入所者の処遇にも影響はない。

(4)設備基準等について

(イ)医務室について

特別養護老人ホームの入所者は、何らかの慢性疾患を抱えていることが多く、状態が急変することも少なくないため、医薬品や医療機器を常備しておく必要がある。本計画においては、本体施設の経験も活用し、必要な設備を設置するものとする。

(ロ)調理室等について

調理室については、当該施設で調理可能な設備を備えているが、運用としては、本体施設で一次調理したものをサテライト型居住施設で二次調理を行うこととする。施設内での衛生管理を適切に行うほか、食材の運搬についても保冷車両を使用するなど、十分な配慮を行う。

栄養士及び調理員については、栄養管理などを本体施設で行い、必要に応じて

サテライト型居住施設の指導を行うことにより、利用者の処遇には支障がないと考えられるため、配置しない。

(八)廊下の幅について

本事業では木造平屋建て（準耐火建築物）により新築した建物を賃借する予定であり、廊下の幅等、設備の基準については建築基準法、消防法及び建物の構造上基準省令（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）等、関係諸法を遵守し建設する。

(5)土地及び建物の取り扱いについて

本事業では土地及び建物の不動産について個人より貸与を受ける予定である。

同法人では老人、障害、児童等の入所施設を8施設（重症心身障害児施設140人、特別養護老人ホーム100人、身体障害者療護施設2施設82人、知的障害者更生施設50人、ケアハウス2施設80人、身体障害者更生施設53人）合計定員505人を経営しており、サテライト型居住施設（定員15人）の設置により、同法人の経営する入所施設の定員の合計の2分の1を越えることはない。また貸与を受ける不動産については、20年間の地上権、または賃借権を設定し登記する予定であり、長期間安定した運営が可能である。

賃借料については、地域の水準に照らして適正な額に設定するとともに、利用者の居住費、短期入所生活介護及び通所介護の介護報酬等の収入により安定した財源の確保が可能であり、こうした収入及び支出については当該予算書に計上することとする。